

令和5年6月9日

令和5年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市国民健康保険税条例	・ ・ ・	1
2	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	2
3	鳥羽市介護保険条例	・ ・ ・	3
4	鳥羽市火災予防条例	・ ・ ・	4

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例(昭和35年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附 則 1～17 (略) (新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例) 18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。	附 則 1～17 (略) (新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例) 18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和5年5月7日までに感染し、又は発熱等の症状がありその感染が疑われた<u>新型コロナウイルス感染症の療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日</u>までの間に属する場合に適用することとする。	附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に属する場合に適用することとする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市介護保険条例(平成12年条例第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
附 則 (新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例) 第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。	附 則 (新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例) 第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市火災予防条例(昭和37年条例第13号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。))にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。))をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u> (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u> (3)～(5) (略) (6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充	(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u> (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 (3)～(5) (略) (6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
電を開始しない措置を講ずること。 (7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u> (8)～(10) (略) (11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u> (12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u> (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14)・(15) (略) (16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵するものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</u> ア～エ (略) (17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u> (18) (略) (19) (略) 2 (略) (避雷設備)	充電を開始しない措置を講ずること。 (7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> (8)～(10) (略) (11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u> (12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u> (13) コネクタ <u>（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14)・(15) (略) (16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵するものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u> ア～エ (略) (17) (略) (18) (略) 2 (略) (避雷設備)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。 2 （略） （喫煙等） 第23条 （略） 2 （略） 削除 <u>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</u> （1） （略） （2） 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u>） <u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。</u> 5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客	第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。 2 （略） （喫煙等） 第23条 （略） 2 （略） <u>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u> <u>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</u> （1） （略） （2） 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>） 5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席

改 正 案 （新）	現 行 （旧）												
席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 （略） 別表第4から別表第7まで 削除	及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 （略） 別表第4から別表第6まで 削除 別表第7（第23条関係） <table><tr><th>表示の種類</th><th>図記号</th><th>色</th></tr><tr><td>禁煙である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td></tr><tr><td>火気厳禁である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td></tr><tr><td>喫煙所である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、地は白</td></tr></table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白											